医師資格証の現状と今後の展望について

2018年9月29日

日本医師会電子認証センター
矢野　一博

電子認証センターと医師資格証について

日医組織体制図

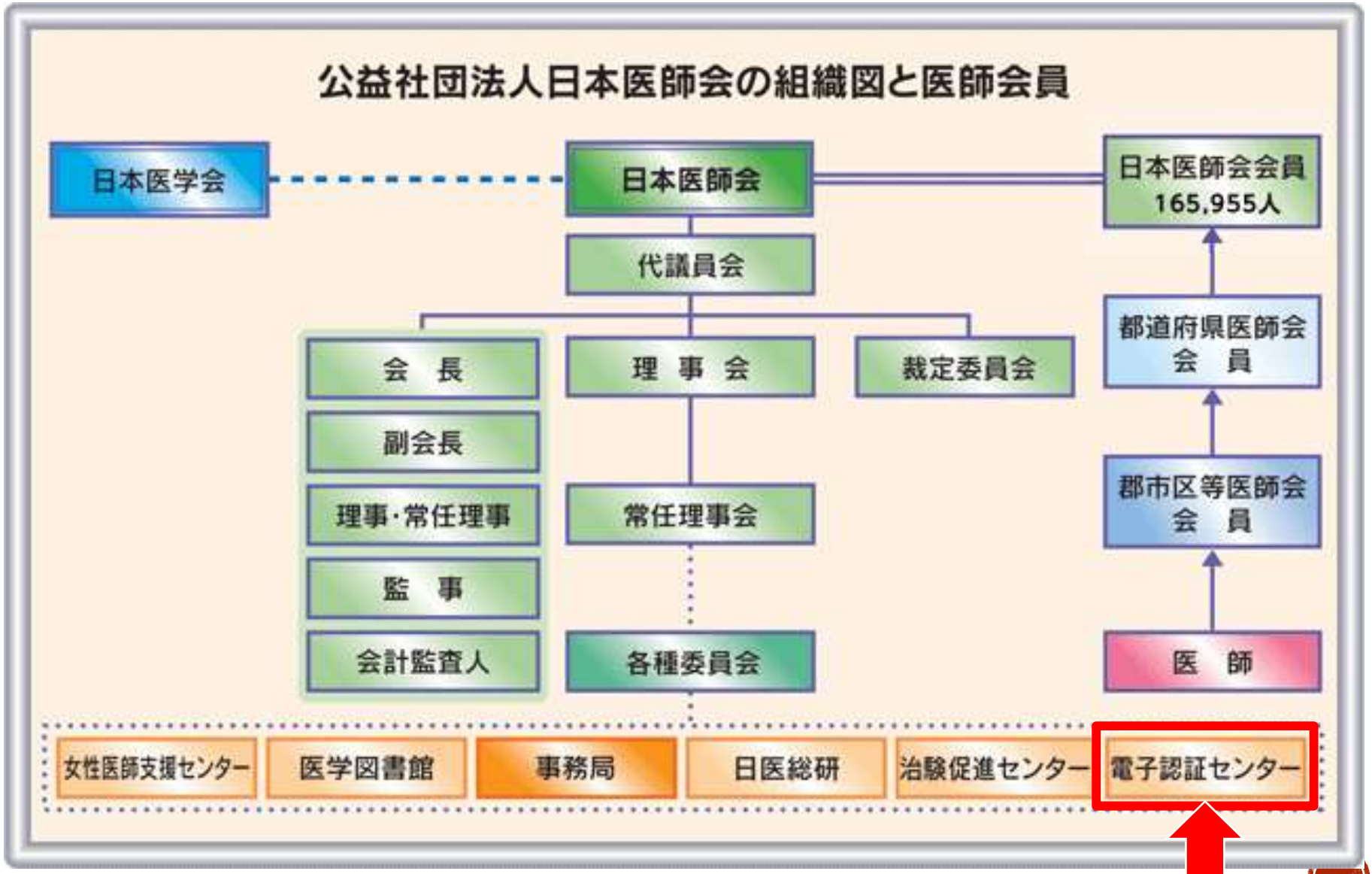

日本医師会の内部付属機関として設置（2013年10月）

電子認証センターの事業概要

日本医師会電子認証センターでは、以下の事業を行います。

1．医師資格を証明する電子証明書（ICカード）の発行事業

本センターの基幹となる事業として、医師資格を証明する電子証明書ならびに証となるICカードの発行及びICカードの活用。

- 電子証明書の発行に係る登録、審査業務
- 登録個人情報の管理、メンテナンス、安全管理
- 地域や病院における審査局の設置支援業務
- ポータル機能の提供
- その他、ICカード発行に係る必要な事項

2．認証局を活用するセキュリティを確保した医療IT基盤の整備事業

地域でITを用いた連携基盤を構築する際に日医認証局の利用を促し、標準的な認証手段を提供することで安全・安心な基盤を整備するための事業。

- 医療ドキュメントのe-文書法対応のための、電子署名環境の整備
- 日本医師会医療認証基盤（シングルサインオン基盤）の導入促進による標準的なログイン基盤の整備
- 生涯教育ポイント管理システムの提供
- その他、セキュリティ確保のために必要な基盤の整備（セキュリティ対策支援など）に関わる事項

医師資格証とは

日本医師会（電子認証センター）が医師の資格を証明するために発行する
ICカードが「**医師資格証**」です

（表）

医師資格証の有効期限は、発行日より５年間有効

（裏）

ICチップ内の電子証明書の有効期限は発行日より５年間有効

医師資格証は、日医認証局が発行する医師資格証を証明する電子証明書を格納しています。この電子証明書は、厚生労働省の保健医療福祉分野PKI認証局（HPKI）の電子証明書です。

医師資格証の使い方

1. 身分証としての活用

   医師会等の内部で身分証として活用したり、今後、緊急災害時（JMAT活動等）や交通機関で急病人対応のような時に提示して、医師資格保有者であることを証明できるようにする。また、平時でも各医療機関の採用時における資格確認に利用できるよう、各行政機関や関係団体に協力依頼や働きかけを行っていく予定。

2. 非接触カードとしての活用

   研修会や講習会時に、医師資格証を読み取り機にかざすだけで出欠の管理ができる仕組みを構築する。更に、生涯教育制度講習会や認定医講習会と連動して、受講履歴や単位取得状況の確認をリアルタイムにできる仕組みも構築する予定。

3. ITでの活用

   これまでの日医認証局の取り組みである、IT世界での「署名」と「認証（通行証）」を引き続き普及・啓発する。

医師資格証の現状

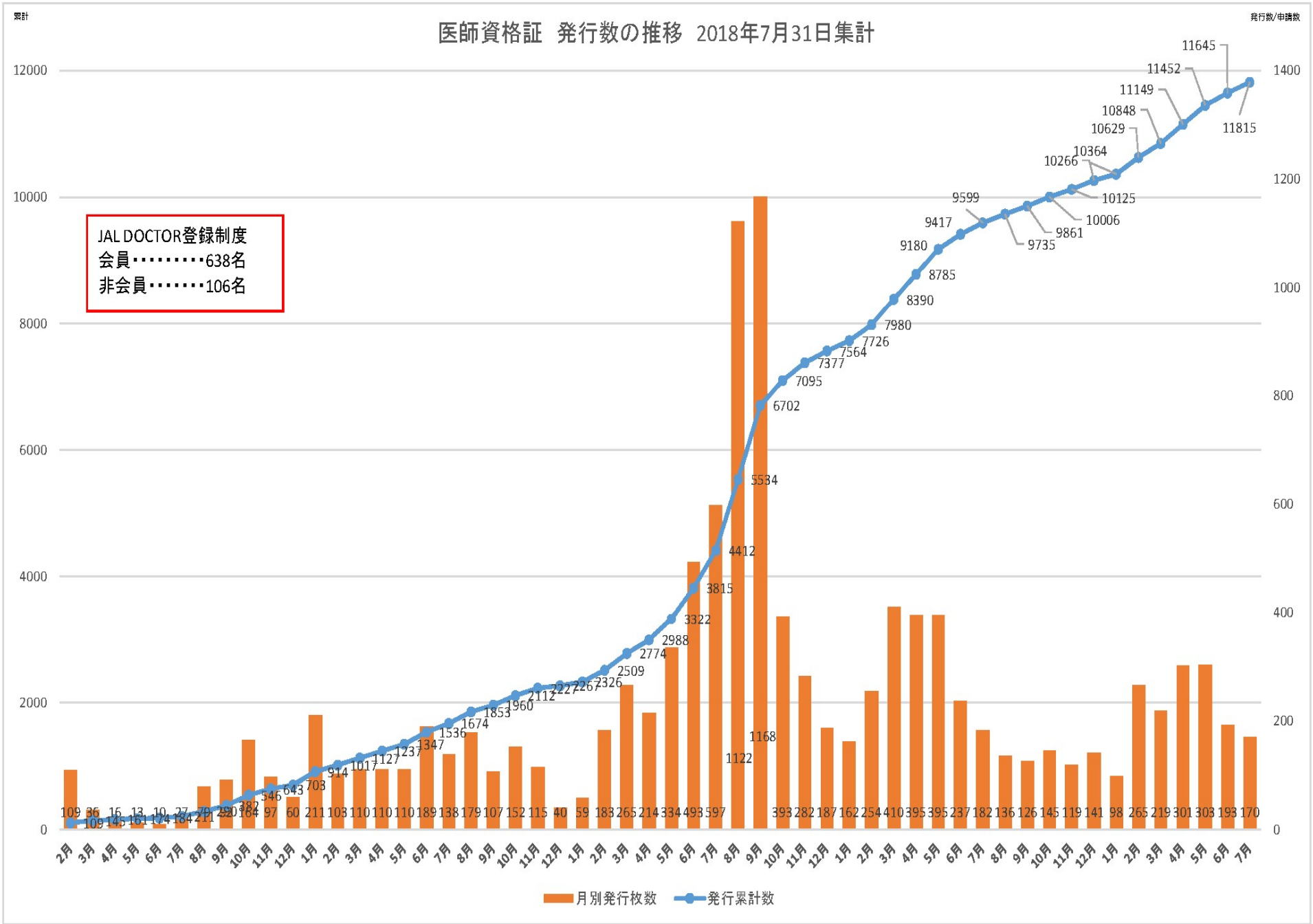
医師資格証　発行数の推移　2018年7月31日集計
累計
発行数/申請数
JAL DOCTOR登録制度
会員・・・・・・・・638名
非会員・・・・・・・106名
月別発行枚数
発行累計数

都道府県別発行枚数

【発行数】

H30.7.31 現在

	都道府県	発行数	発行数内訳		順位
			会員	非会員	
1	北海道	240	225	15	14
2	青森県	92	86	6	33
3	岩手県	74	74	0	38
4	宮城県	149	143	6	18
5	秋田県	112	111	1	25
6	山形県	72	72	0	39
7	福島県	133	132	1	23
8	茨城県	918	803	115	4
9	栃木県	91	88	3	34
10	群馬県	142	137	5	19
11	埼玉県	185	182	3	15
12	千葉県	250	231	19	11
13	東京都	948	877	71	3
14	神奈川県	533	521	12	6
15	新潟県	109	108	1	27
16	富山県	99	97	2	29
17	石川県	51	49	2	43
18	福井県	28	27	1	47
19	山梨県	38	38	0	45
20	長野県	135	124	11	22
21	岐阜県	108	107	1	28
22	静岡県	241	238	3	13
23	愛知県	329	320	9	8
24	三重県	98	97	1	30

	都道府県	発行数	発行数内訳		順位
			会員	非会員	
25	滋賀県	68	65	3	40
26	京都府	95	92	3	32
27	大阪府	367	360	7	7
28	兵庫県	1251	1241	10	2
29	奈良県	58	56	2	42
30	和歌山県	45	45	0	44
31	鳥取県	38	36	2	45
32	島根県	88	88	0	35
33	岡山県	81	81	0	36
34	広島県	242	237	5	12
35	山口県	154	152	2	17
36	徳島県	264	264	0	10
37	香川県	96	94	2	31
38	愛媛県	298	297	1	9
39	高知県	64	63	1	41
40	福岡県	1864	1846	18	1
41	佐賀県	78	76	2	37
42	長崎県	122	121	1	24
43	熊本県	807	535	272	5
44	大分県	111	111	0	26
45	宮崎県	141	140	1	20
46	鹿児島県	169	168	1	16
47	沖縄県	137	131	6	21
48	海外	2	1	1	
	合計	**11,815**	**11,187**	**628**	

身分証としての活用

JAL DOCTOR 登録制度の開始

2016年2月3日より登録を開始し、2月15日より運用を開始。

非接触カードとしての活用

統合出欠単位管理システムへの発展

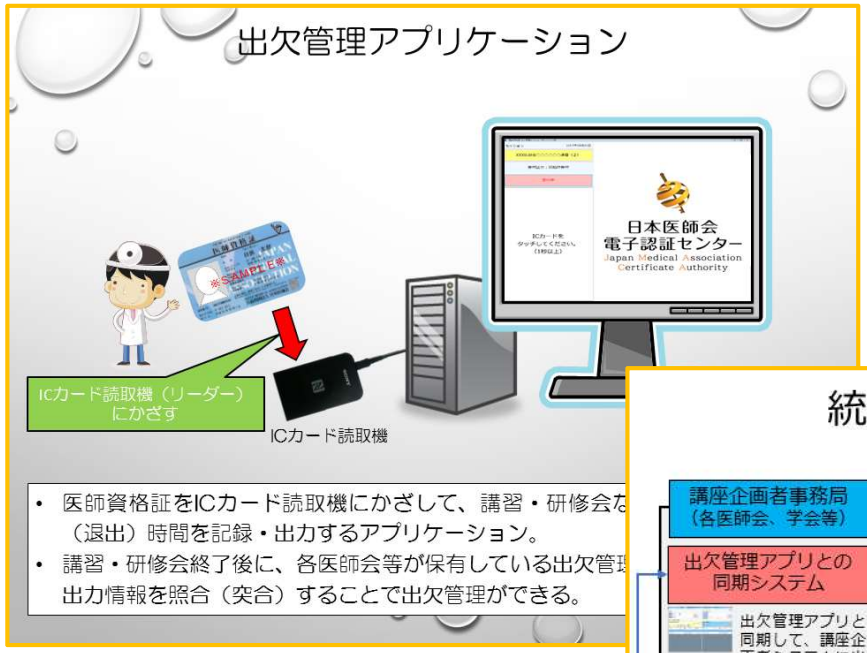

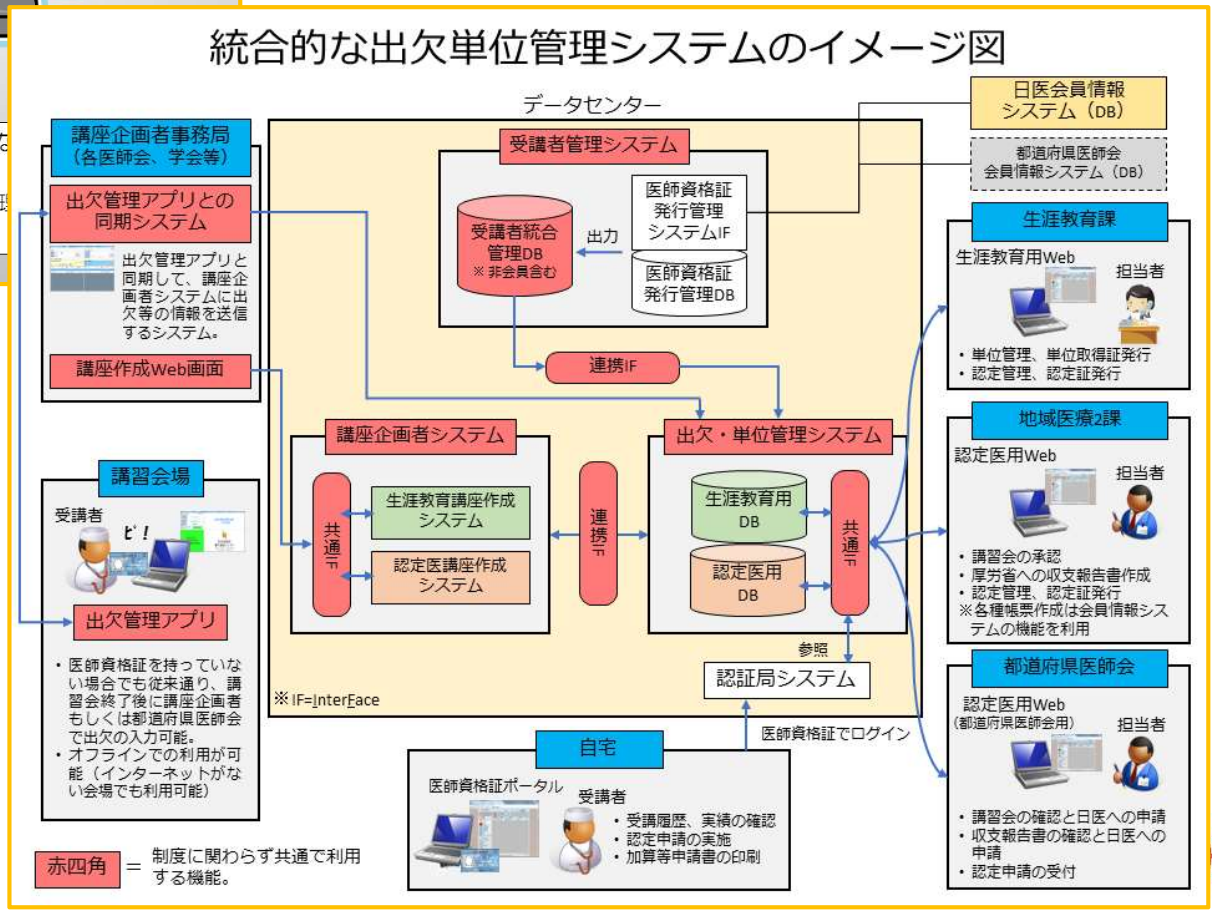

研修管理システムメイン画面

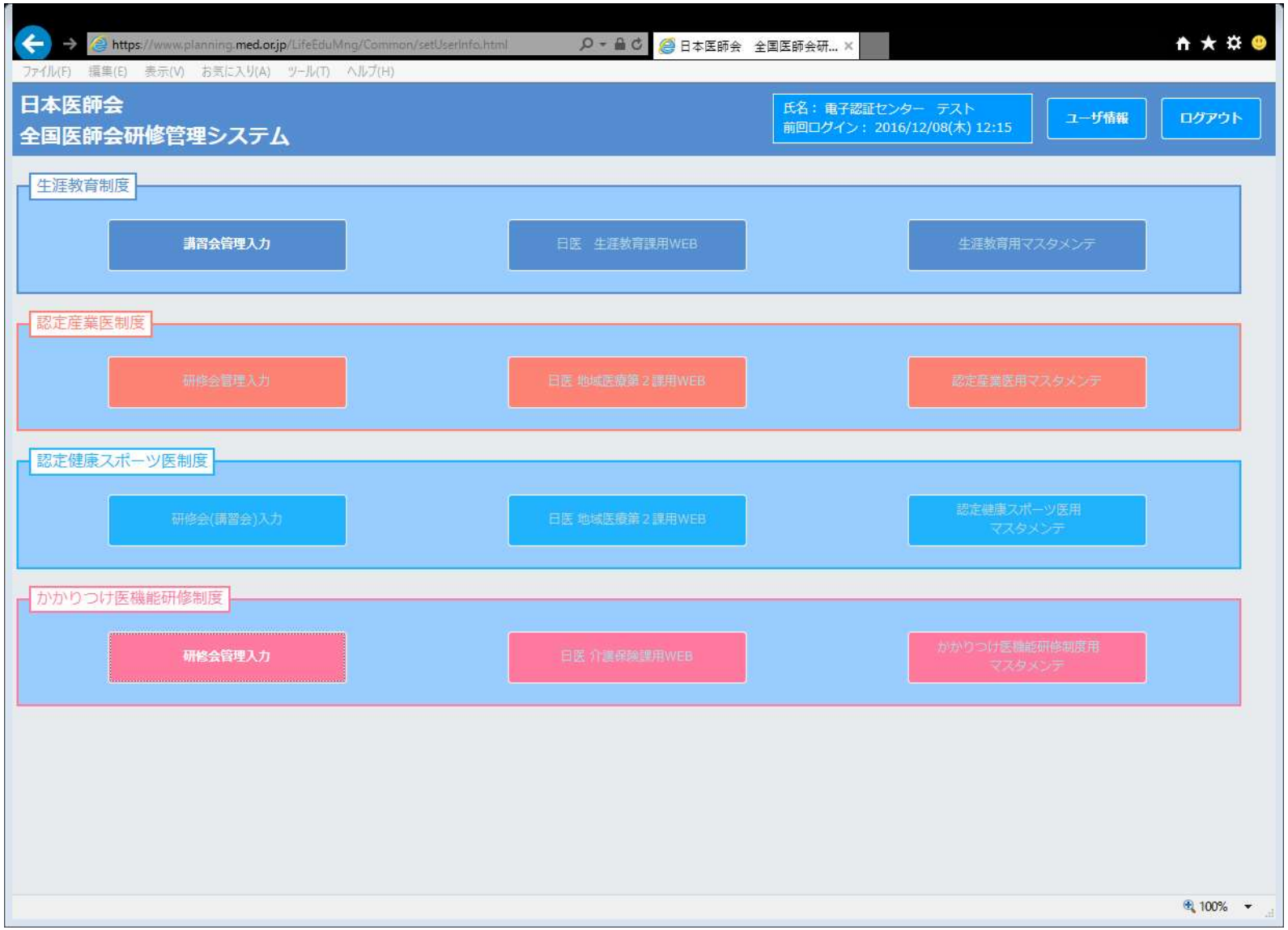

講習会管理画面

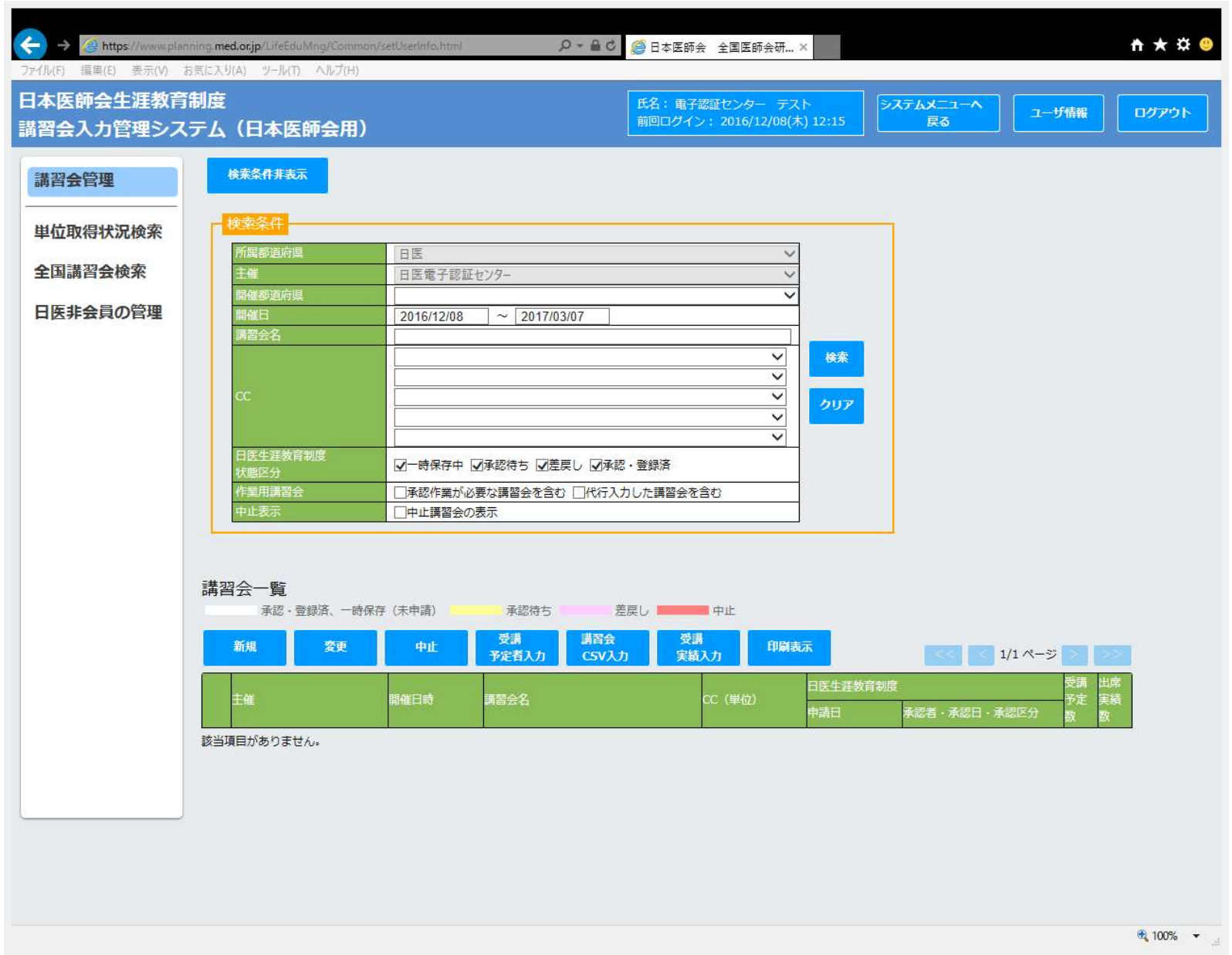
https://www.planning.med.or.jp/LifeEduMng/Common/setUserInfo.html
日本医師会　全国医師会研...
ファイル(F)　編集(E)　表示(V)　お気に入り(A)　ツール(T)　ヘルプ(H)
日本医師会生涯教育制度
講習会入力管理システム（日本医師会用）
氏名：電子認証センター　テスト
前回ログイン：2016/12/08(木) 12:15
システムメニューへ戻る
ユーザ情報
ログアウト
講習会管理
単位取得状況検索
全国講習会検索
日医非会員の管理
検索条件非表示
検索条件
所属都道府県
日医
主催
日医電子認証センター
開催都道府県
開催日
2016/12/08
～
2017/03/07
講習会名
CC
検索
クリア
日医生涯教育制度
状態区分
一時保存中 承認待ち 差戻し 承認・登録済
作業用講習会
承認作業が必要な講習会を含む 代行入力した講習会を含む
中止表示
中止講習会の表示
講習会一覧
承認・登録済、一時保存（未申請）
承認待ち
差戻し
中止
新規
変更
中止
受講予定者入力
講習会CSV入力
受講実績入力
印刷表示
1/1 ページ
主催
開催日時
講習会名
CC（単位）
日医生涯教育制度
申請日
承認者・承認日・承認区分
受講予定数
出席実績数
該当項目がありません。
100%

講習会前の準備と会場での使い方

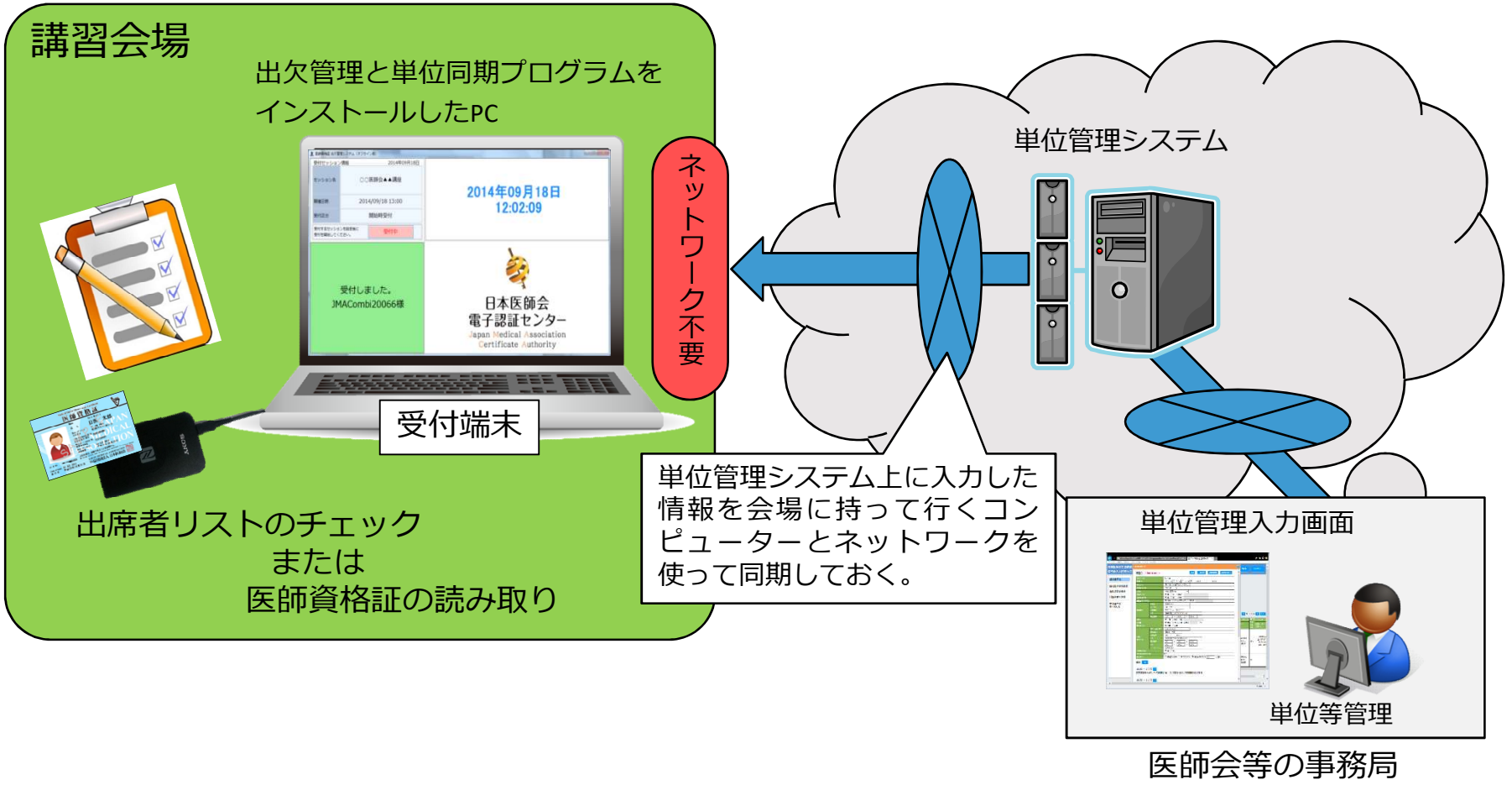

- 出欠管理アプリケーションと単位同期プログラムをインストールしたPCを準備。
- 単位管理システムで入力した情報を会場に持ち込むPCに同期しておく。
- 医師資格証を使う場合は、ICカードリーダーにかざしてもらう。
- 使わない場合は、これまで通り紙の出席者リスト等でアナログ的にチェック。その場合、PCも不要。
- なお、受付端末上でチェックするだけでも出欠管理が可能にする予定。

講習会が終わったら

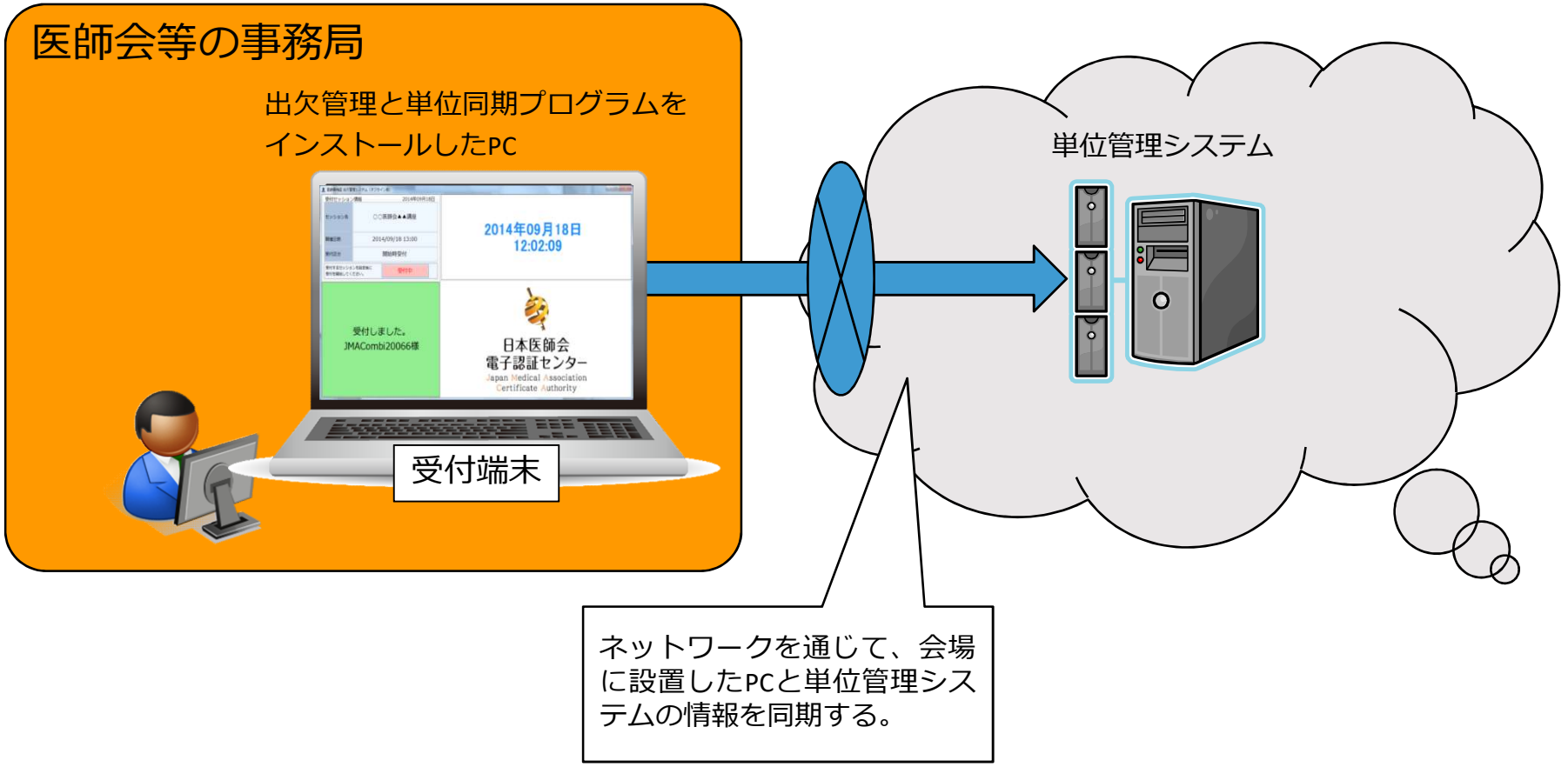

- 講習会終了後、インターネットのある環境で、会場のPCと単位管理システムとの間で出欠情報の同期を実施する。

受講実績の入力（確認）

受講実績入力

開催日時	講習会名	主催者	カリキュラム コード（単位）
2015/11/25(水) 10:00～15:00	第144回　日本医学会シンポジウム	○○市医師会	4（0.5単位） 7（0.5単位） 8（0.5単位） 19（0.5単位） 30（0.5単位） 36（0.5単位） 43（0.5単位） 62（0.5単位） 合計：4.0単位

新規　変更　削除　CSV入力　受講時間一括入力　受講時間変更　<<　<　ページ：1/1　>　>>

	医籍登録番号	氏名（漢字）	氏名（カナ）	所属	都道府県医師会	郡市区医師会	受講時間
□	9999999999	医師　太郎	イシ　タロウ		神奈川県	鎌倉市	09:54～15:03
□	0000000001	医師　一郎	イシ　イチロウ		神奈川県	鎌倉市	09:59～15:11
□	0000000002	医師　二郎	イシ　ジロウ		神奈川県	鎌倉市	10:00～15:00
□	0000000003	医師　三郎	イシ　サブロウ	○○病院	神奈川県	鎌倉市	
□	0000000004	医師　四郎	イシ　シロウ	△△病院	神奈川県	鎌倉市	10:00～14:00
□	0000000005	医師　五郎	イシ　ゴロウ	△△病院	神奈川県	鎌倉市	
□	0000000006	医師　六郎	イシ　ロクロウ	××病院	神奈川県	鎌倉市	10:00～15:00
□	0000000007	医師　七郎	イシ　シチロウ	○○病院	神奈川県	鎌倉市	10:00～15:00
□	0000000008	医師　八郎	イシ　ハチロウ	○○病院	神奈川県	鎌倉市	
□	0000000009	医師　九郎	イシ　クロウ	××病院	神奈川県	鎌倉市	10:00～14:00

10件中 1-10件

閉じる

医師資格証で受講履歴のリアルタイム確認が可能

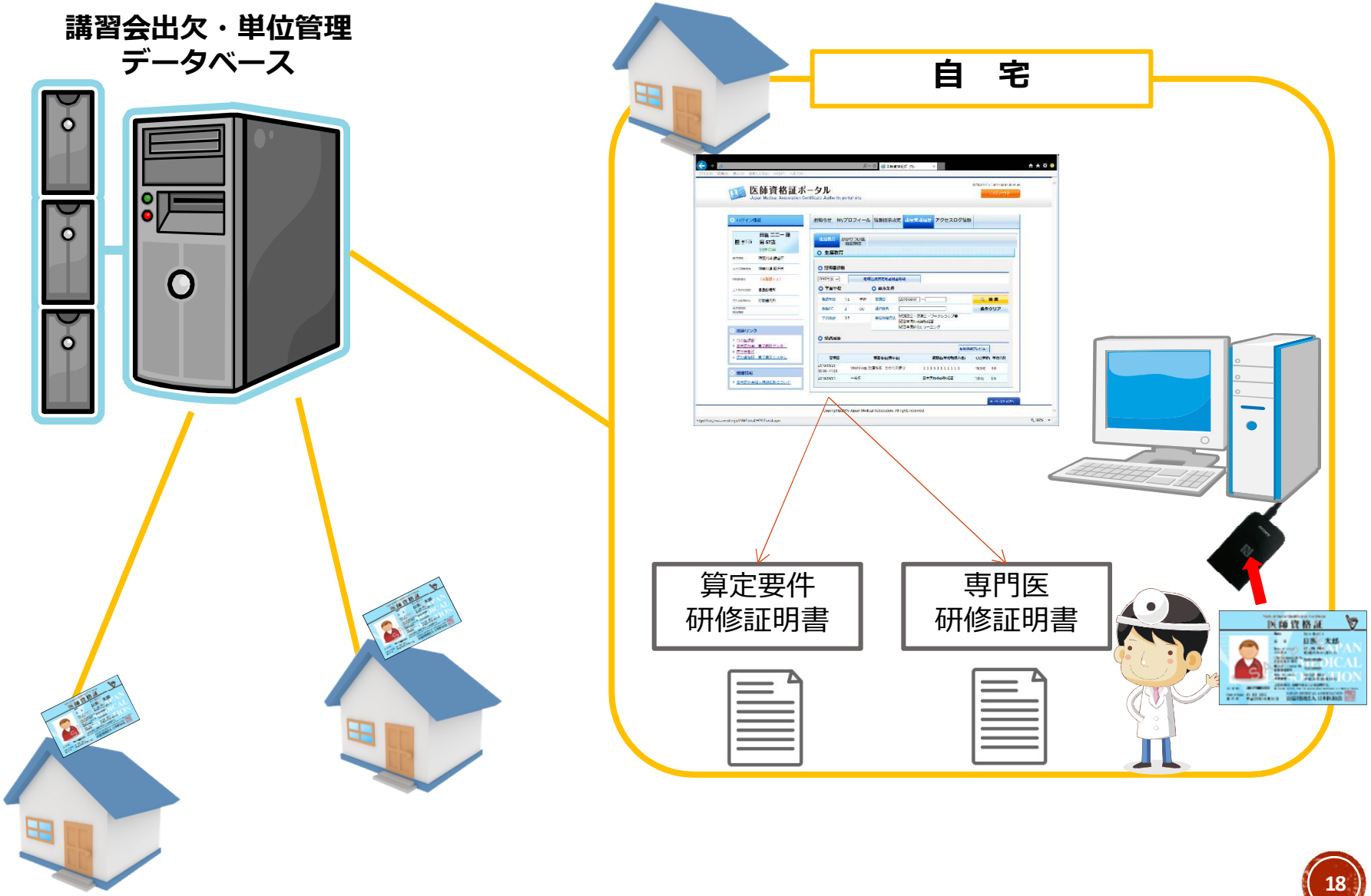

医師資格証ポータルでの受講履歴確認

医師資格証ポータルの受講履歴表示機能

ただし、講習会管理システムで受講実績の入力および確定された履歴のみ表示

医師資格証ポータルの受講証明印刷機能

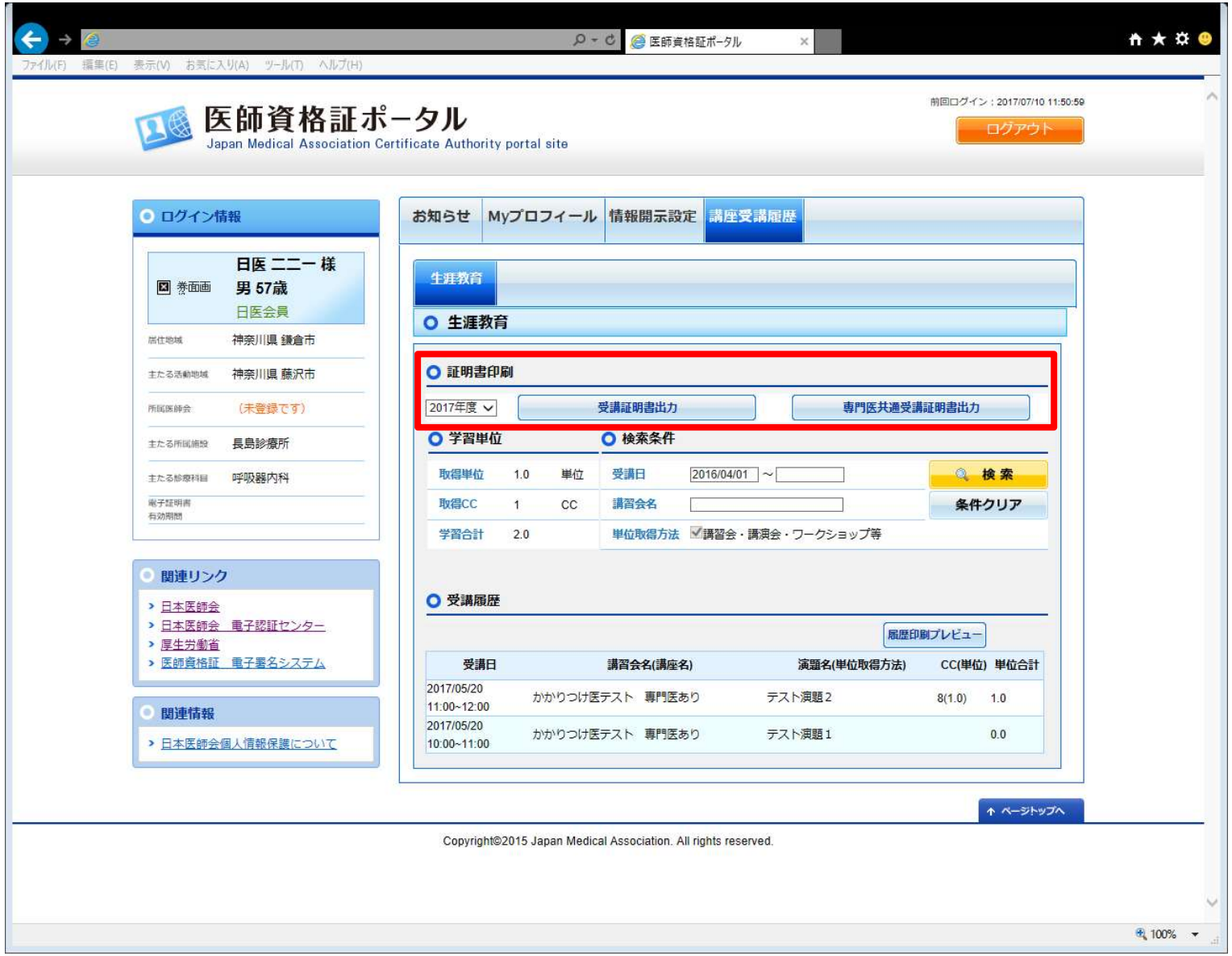

受講証明書

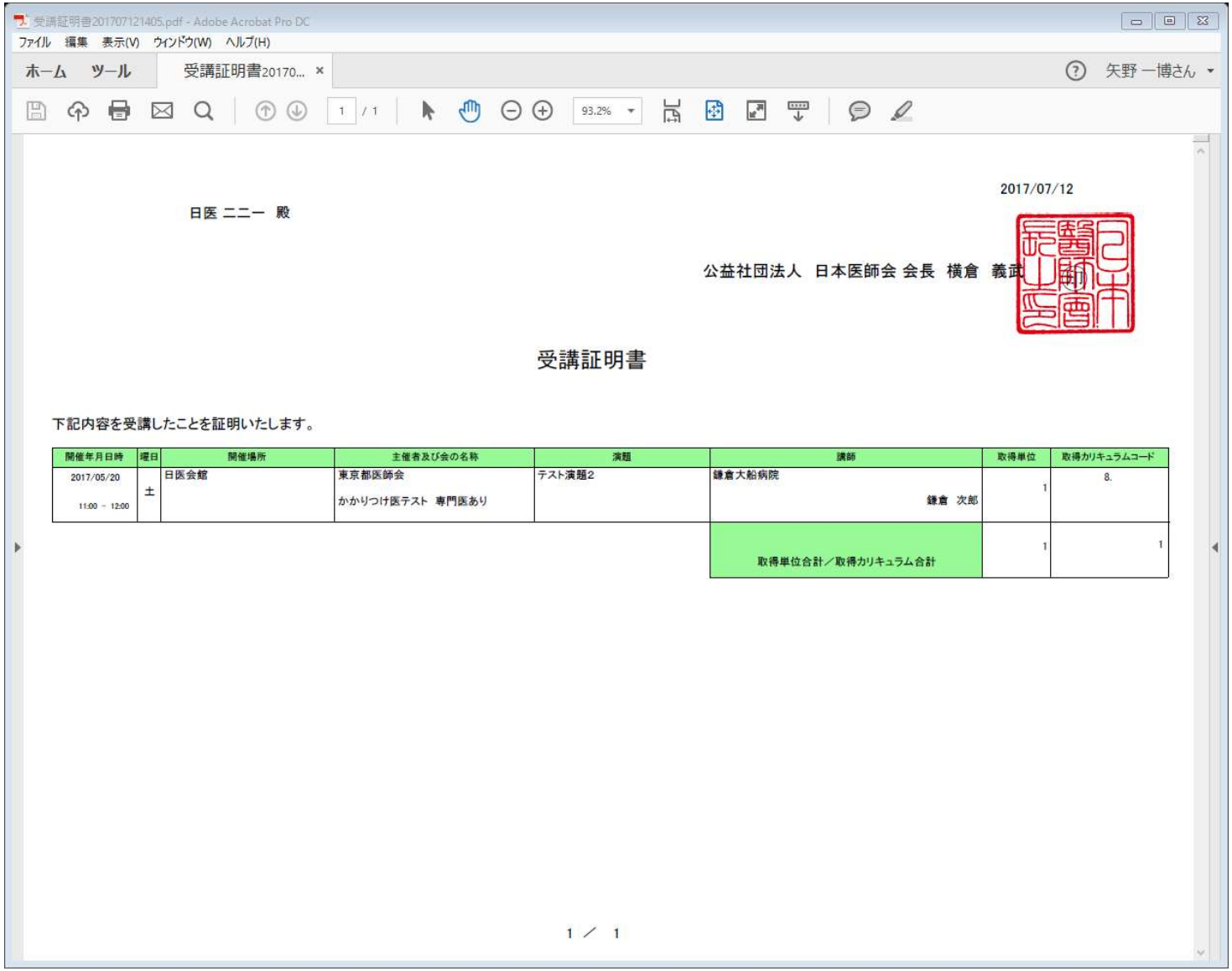
受講証明書201707121405.pdf - Adobe Acrobat Pro DC

ファイル 編集 表示(V) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

ホーム ツール 受講証明書20170... × 矢野 一博さん

2017/07/12

日医 ニニー 殿

公益社団法人 日本医師会 会長 横倉 義武 (印)

受講証明書

下記内容を受講したことを証明いたします。

開催年月日時	曜日	開催場所	主催者及び会の名称	演題	講師	取得単位	取得カリキュラムコード
2017/05/20 11:00 - 12:00	土	日医会館	東京都医師会 かかりつけ医テスト 専門医あり	テスト演題2	鎌倉大船病院 鎌倉 次郎	1	8.
					取得単位合計／取得カリキュラム合計	1	1

1 ／ 1

地域包括加算の届出に利用可能。

ただし、講習会管理システムで受講実績の入力および確定された講座のみ印刷

専門医共通受講証明書

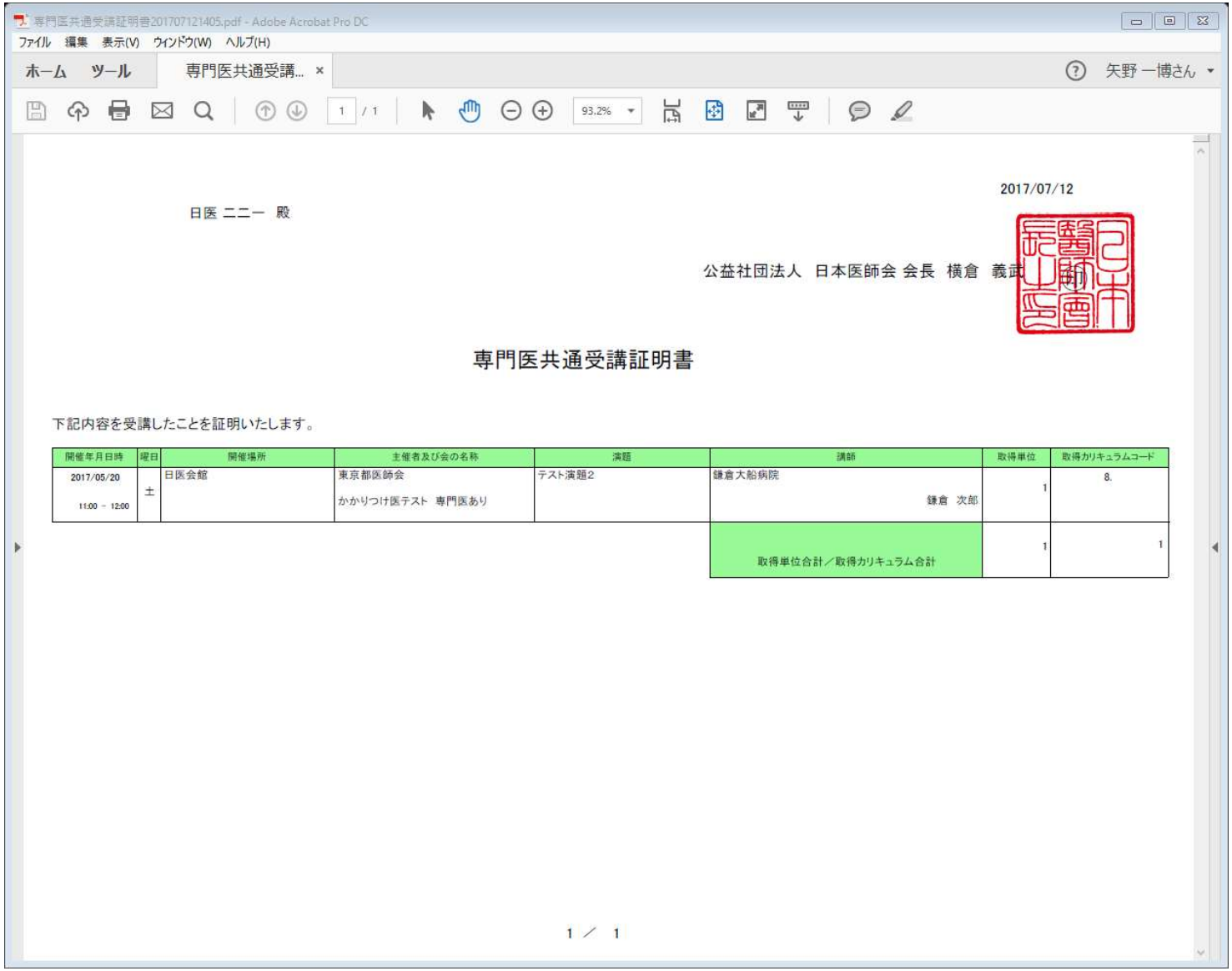

ただし、講習会管理システムで受講実績の入力および確定された講座のみ印刷

ITでの活用

電子署名と認証

1. 電子署名

コンピューターで紹介状、診断書、主治医意見書、処方箋など、医師の署名・捺印の必要な文書を作成した場合に利用。電子署名することで、紙に印刷して署名・捺印しなくてもよくなります。電子的な署名の効力は、電子署名法で保証されています。

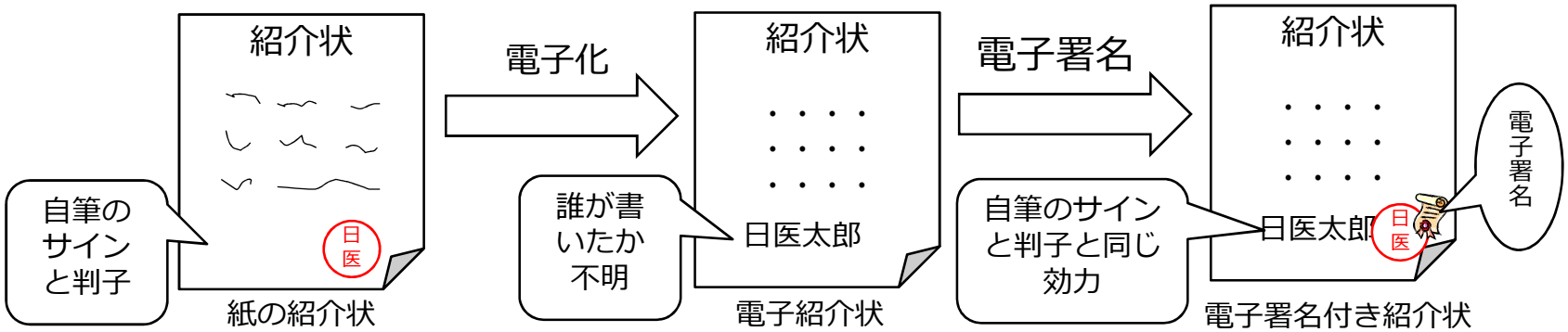

2. 認証

例えば、地域医療連携では、ネットワークを通じて本人の確認が必要になります。特に、カルテや連携パスの情報を閲覧する場合は、医師であることの確認が必要であり、その時に認証を使います。

島根県まめネット

電子紹介状への電子署名で利用

http://www.shimane-inet.jp/mamenet/index.html

ASP電子署名サービス

医療機関

ASP電子署名サービスのホームページ

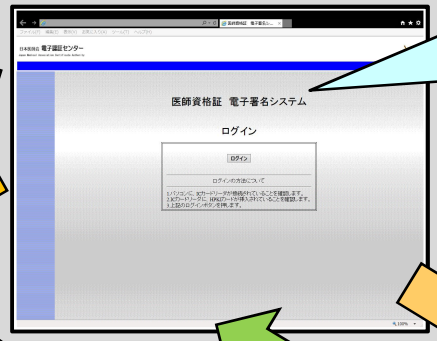

① ASP電子署名システムのホームページに医師資格証を使ってログイン。

② 電子署名する文書を電子署名システムに送る。

③ 暗号化して送信。

インターネット

⑥ 暗号化して返信。

⑦ 電子署名済み文書を保管。

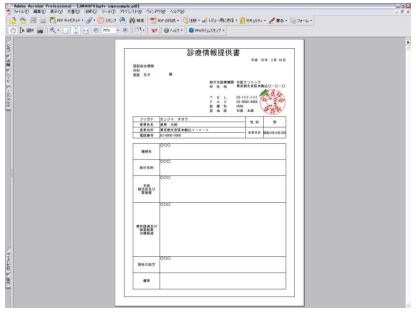

電子署名された紹介状

④ ASP電子署名システムで電子署名（＋タイムスタンプ）を実施。

⑤ 署名時に再度、医師資格証の暗証番号を入力。

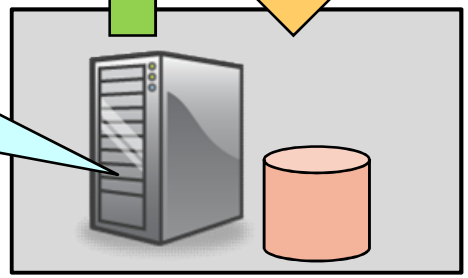

ASP電子署名システム

コンピューターに電子署名専用のソフトをインストールせず、クラウド上のシステムを使って電子署名をするサービス。

医師資格証ポータル

医師資格証ポータル
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)
医師資格証ポータル
Japan Medical Association Certificate Authority portal site
医師資格証ポータル
Japan Medical Association Certificate Authority portal site
ログイン
ログイン方法について
1. パソコンに、ICカードリーダが接続されていることを確認します。
2. ICカードリーダに、医師資格証が挿入されていることを確認します。
3. 上記のログインボタンを押します。
Copyrightc Japan Medical Association. All rights reserved.
100%

医師資格証ポータル（続き）

トップ画面

情報開示・非開示画面

日医医療認証基盤（シングル・サインオン機能）システム

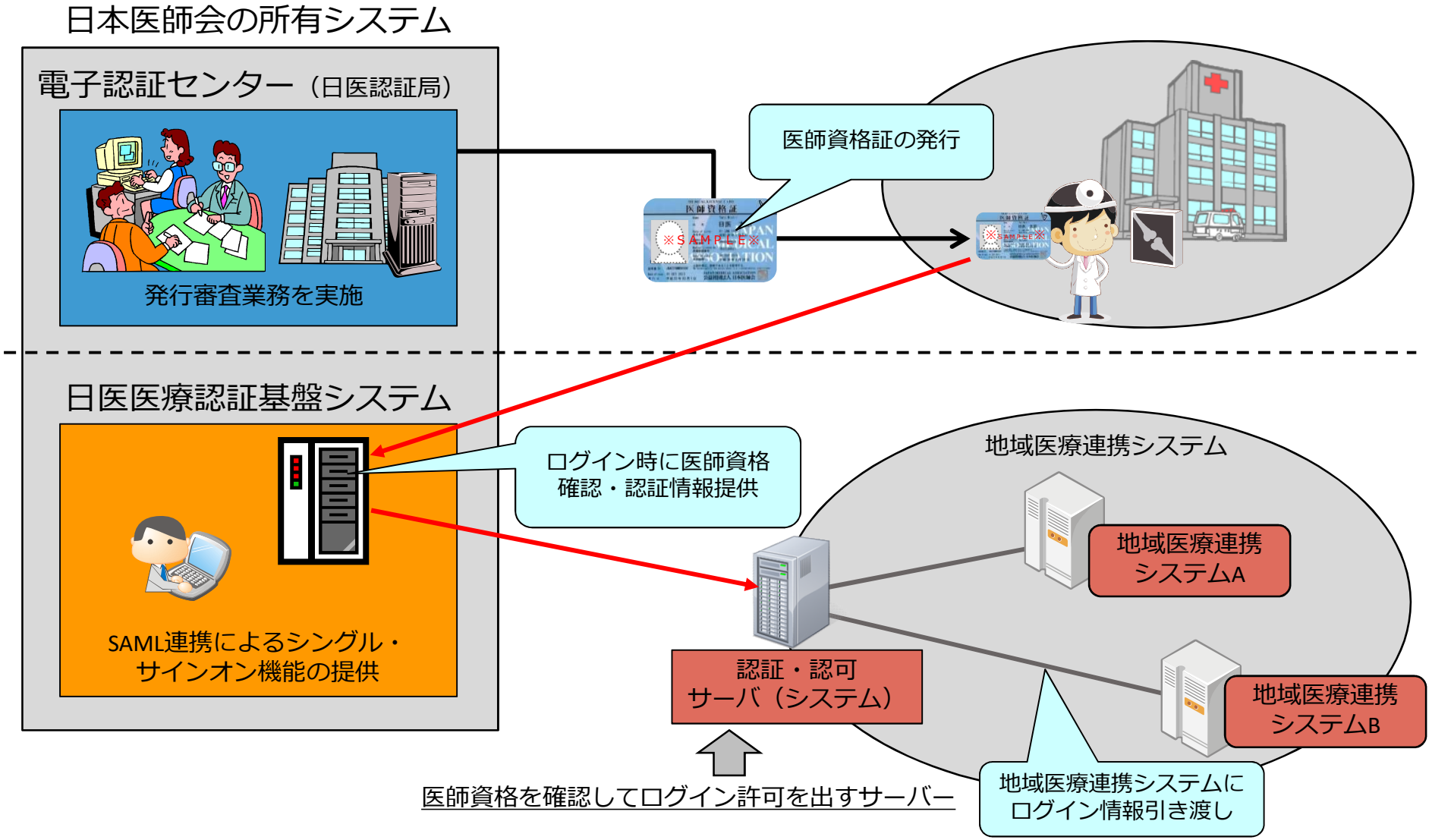

医療認証基盤システムとは、医療連携を実施するそれぞれの地域の入口の手前にあるシステムに対して、医師であることの情報を提供する標準化されたシステム。

岡山県晴れやかネット

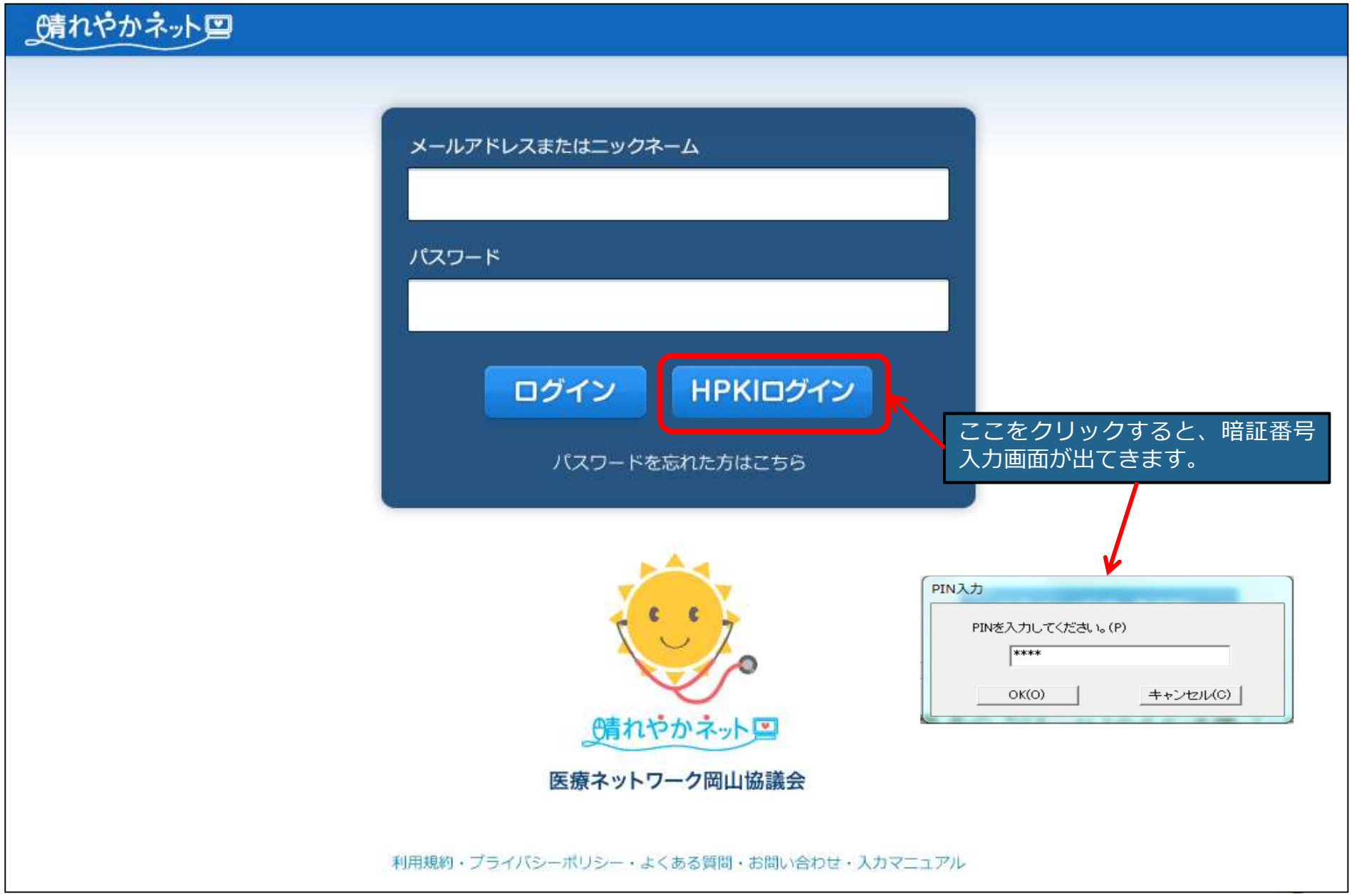
晴れやかネット
メールアドレスまたはニックネーム
パスワード
ログイン
HPKIログイン
パスワードを忘れた方はこちら
ここをクリックすると、暗証番号入力画面が出てきます。
PIN入力
PINを入力してください。(P)
****
OK(O)
キャンセル(C)
晴れやかネット
医療ネットワーク岡山協議会
利用規約・プライバシーポリシー・よくある質問・お問い合わせ・入力マニュアル

茨城県医師会いばらき安心ネット（iSN）

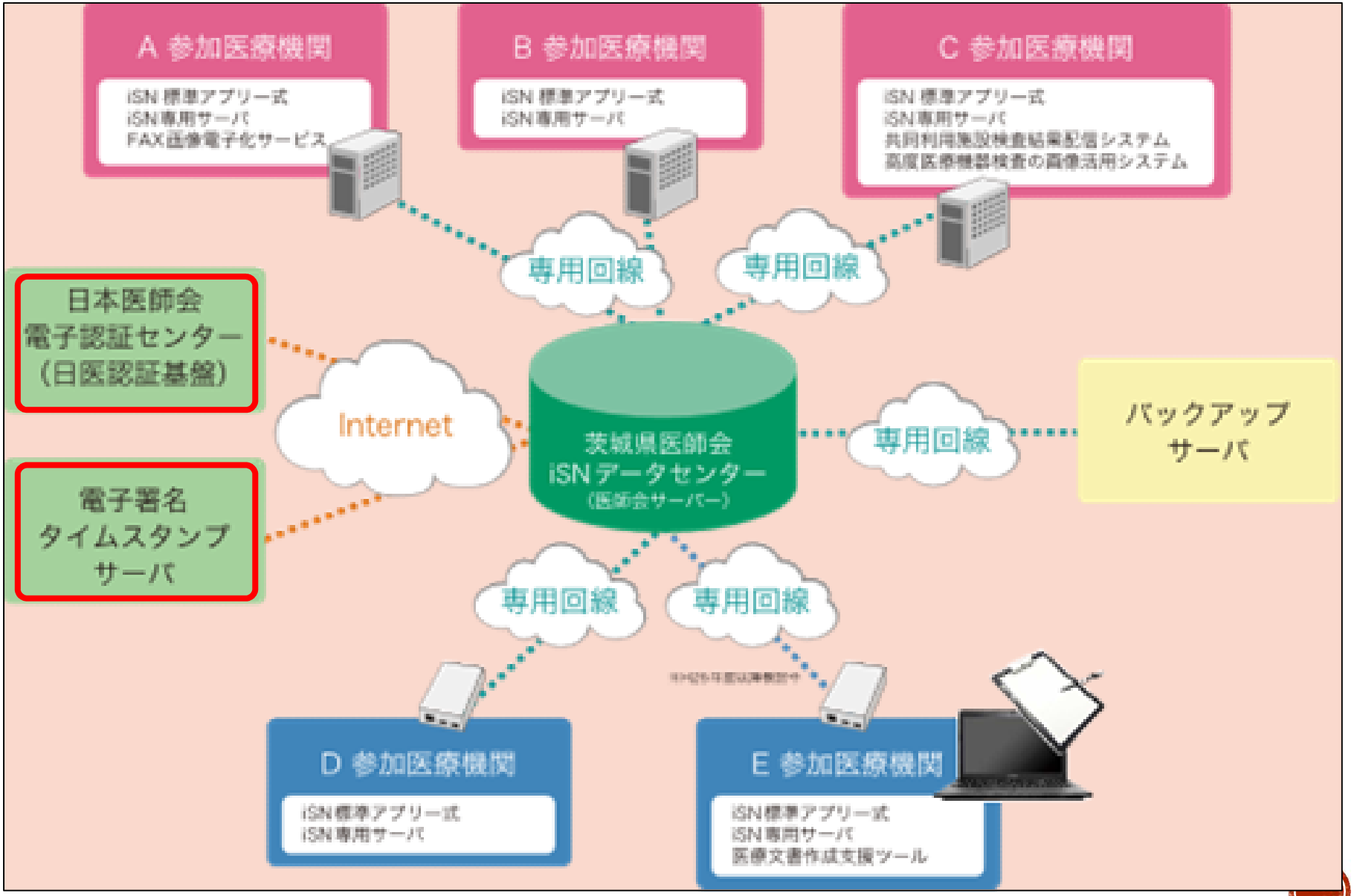

http://www.ibaraki.med.or.jp/isn/html/outline.html

スマートフォンを用いた資格確認

医師資格証をスマートフォンにかざすことで、医師資格証の発行情報を元にした「基本情報」と利用者個人で編集できる「プロフィール」を表示するアプリケーション。

今後の展望

診療報酬改定

【Ⅱ－２（患者の視点等／ＩＣＴの活用）－①】

診療情報提供書等の電子的な送受に関する評価

骨子【Ⅱ－２(1)】

第１　基本的な考え方

現在、署名又は記名・押印が求められている診療情報提供書、訪問看護指示書及び服薬情報等提供文書等について、電子的に署名を行い、安全性を確保した上で電子的に送受した場合にも算定可能とする。

診療情報提供書への検査結果・画像情報等の添付について、電子的に送受・共有する場合についても評価する。

第２　具体的な内容

１．医科診療報酬点数表に記載する診療等に要する文書、訪問看護管理療養費の算定に係る文書及び服薬情報等提供料の算定に係る文書の電子化

［算定要件］

(1) 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を他の保険医療機関等に提供する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成25年10月）を遵守し、安全な通信環境を確保する。

(2) 署名又は記名・押印を要する文書については、電子的な署名を含む。その場合、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI：Healthcare Public Key Infrastructure）による電子署名を施すこと。

２．診療情報提供料（Ⅰ）　検査・画像情報提供加算の新設

（新）　検査・画像情報提供加算

イ　退院する患者について、当該患者の退院日の属する月又はその翌月に、必要な情報を提供した場合　200点

ロ　入院中の患者以外の患者について、必要な情報を提供した場合　30点

［算定要件］

保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、過去の主要な診療記録を、他の保険医療機関に電子的方法で閲覧可能なように提供した場合に加算する。ただし、イについては、注７に規定する加算を算定する場合は算定しない。

３．電子的診療情報評価料の新設

（新）　電子的診療情報評価料　30点

［算定要件］

保険医療機関が、別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者について、過去の主要な診療記録を電子的方法により閲覧でき、当該診療記録を診療に活用した場合に算定する。

［２及び３に係る施設基準］

(1)　他の保険医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信が可能なネットワークを構築していること。

(2)　別の保険医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が具備されていること。

平成28年2月10日　第328回中医協総会資料から抜粋

- 診療報酬上、電子紹介状の算定ができることが明確化。その際の要件として、HPKI電子署名（＋タイムスタンプ）を施すこととされた。医師資格証を用いれば、HPKI電子署名が可能となる。
- 加えて、画像等を提供すること、また、その画像等を用いて診療に活用した場合の加算が新設された。

施設基準等

- 診療情報提供書を電子的に提供する場合は、HPKIによる電子署名を施すこと。
- 患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワークを構築すること。
- 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成25年10月）を遵守し、安全な通信環境を確保すること。
- 保険医療機関において、個人単位の情報の閲覧権限の管理など、個人情報の保護を確実に実施すること。
- 厚生労働省標準規格に基づく標準化されたストレージ機能を有する情報蓄積環境を確保すること。
- 情報の電子的な送受に関する記録を残していること。（ネットワーク運営事務管理している場合は、随時取り寄せることができること。）
  - 情報提供側：提供した情報の範囲及び日時を記録。
  - 情報受領側：閲覧情報及び閲覧者名を含むアクセスログを１年間記録。

診療情報提供書等の電子的な送受に関する評価

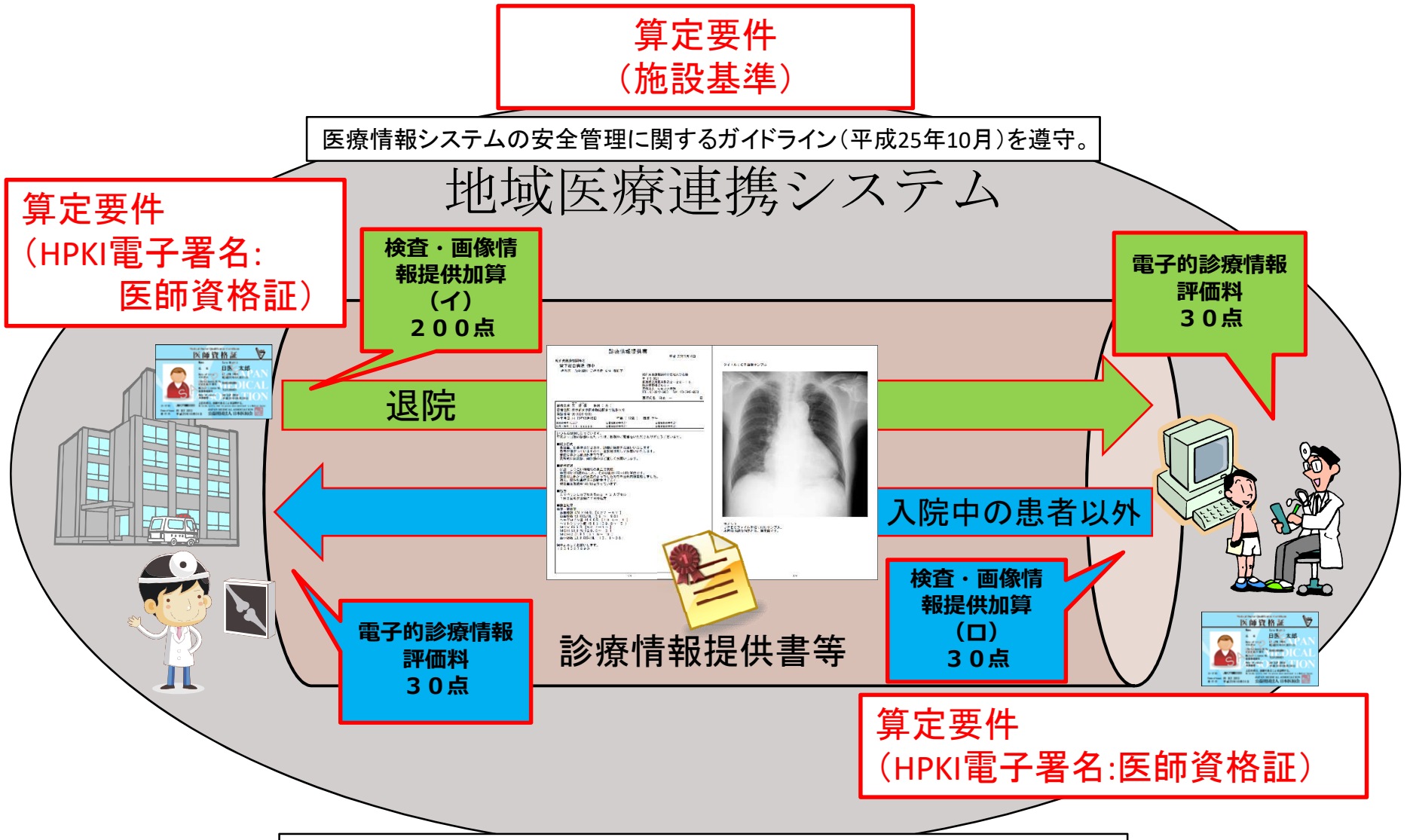

厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保険医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI:Healthcare Public Key Infrastructure)による電子署名を施すこと。

電子処方せん

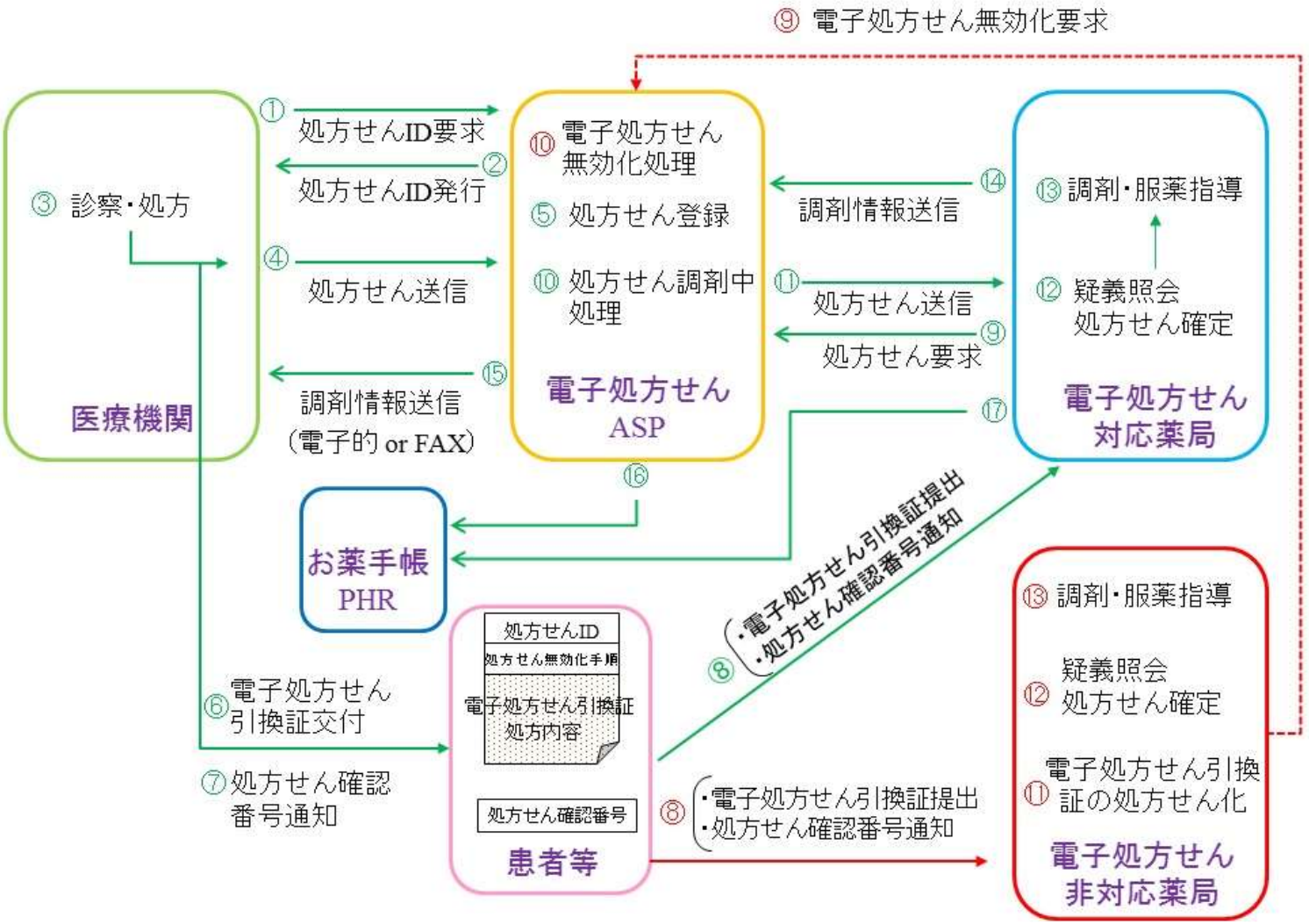

平成28年2月10日「医療ネットワーク基盤検討会」電子処方せんの運用ガイドライン（案）から抜粋

- 平成28年3月に「電子処方せんの運用ガイドライン」が通知され、電子処方せんが実際に運用可能となった。
- ガイドライン内でHPKI電子署名が必須の要件となっている。

電子処方せんの運用ガイドライン通知

医政発 0331 第 31 号
薬生発 0331 第 11 号
保　発 0331 第 27 号
政社発 0331 第 2 号
平成 28 年 3 月 31 日

各 (都道府県知事 / 地方厚生（支）局長) 殿

厚生労働省医政局長
（公印省略）

厚生労働省医薬・生活衛生局長
（公印省略）

厚生労働省保険局長
（公印省略）

厚生労働省政策統括官（社会保障担当）
（公印省略）

電子処方せんの運用ガイドラインの策定について

処方せんは、医師・歯科医師から薬剤師への処方内容の伝達だけでなく、患者自らが処方内容を知ることができる、患者にとって最も身近な医療情報の一つである。処方せんの電子化は、医療機関と薬局の連携や服薬管理の効率化等に資するだけでなく、電子版お薬手帳との連携により、患者自身の服薬情報の履歴の電子的な管理にも資する。

このため、今般、「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）の一部を改正し、処方せんの電磁的記録による作成、交付及び保存を可能とするとともに、電子処方せんの円滑な運用や地域医療連携の取組を進め、できるだけ早く国民がそのメリットを享受できるよう、「電子処方せんの運用ガイドライン」を、別紙１のとおり策定した。また、同ガイドラインにある「電子処方せん引換証」の様式を別紙２のとおり定めた。

同ガイドラインでは、

・電子処方せんの導入は、単に処方せんの電子化を進めるのではなく、地域医療連携の取組と併せて普及させていくことで、医療機関と薬局との情報連携を一層進めていくものである

・電子処方せんへの医師、歯科医師及び薬剤師の署名については、ＨＰＫＩ（保健医療福祉分野における公開鍵基盤）を活用することで、処方せんの安全な送信を確保することとしている

・電子処方せんの運用のためのネットワーク回線等については、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに従って回線の経路の暗号化等を実施するなど、セキュリティ面の対策を講じることとしている

など、運用の考え方や要件を示しているので、貴職におかれては、その内容を十分御了知の上、本ガイドラインに沿って電子処方せんの運用が適切に行われるよう、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体等に周知いただくよう、お願い申し上げる。

医療等分野専用ネットワークについて

1．本事業の背景

NTT東日本

- 医療等分野においては、従来より目的別・地域別にネットワークが構築されてきましたが、今後見込まれる様々なサービス※の普及に向けては、**共通利用可能な、かつ高度なセキュリティが確保された公的広域ネットワーク**が必要不可欠と考えられます。
  ※　医療等ID、被保険者資格確認、オンライン請求、HPKI、地域医療連携、医療介護連携、電子紹介状、電子処方箋、高精細映像伝送、治療・検査DB等
- 上記の実現に向けて、医療等分野のデータ共有基盤（以下、「**相互接続基盤**」という）の構築が求められています。

＜医療等分野のネットワークにおける現状＞

- 医療介護連携、電子紹介状、電子処方箋、治療・検査DB等、機微な情報を扱う様々な医療等のサービスを共通利用するための高度なセキュリティが確保されたネットワークが存在しない。
- 医療等ID、被保険者資格確認、HPKIの普及に向け、悉皆性のある公的全国ネットワークが必要。

＜解決の方向性（基本コンセプト）＞

- **安心安全なネットワーク**
  厳格な認証のもとに、医療情報を安心して流通可能
- **全体最適化されたネットワーク**
  医療等分野の様々なサービスを効率的に利用可能
- **ユニバーサルサービスとしてのネットワーク**
  公益性を担保し、全国をカバー可能

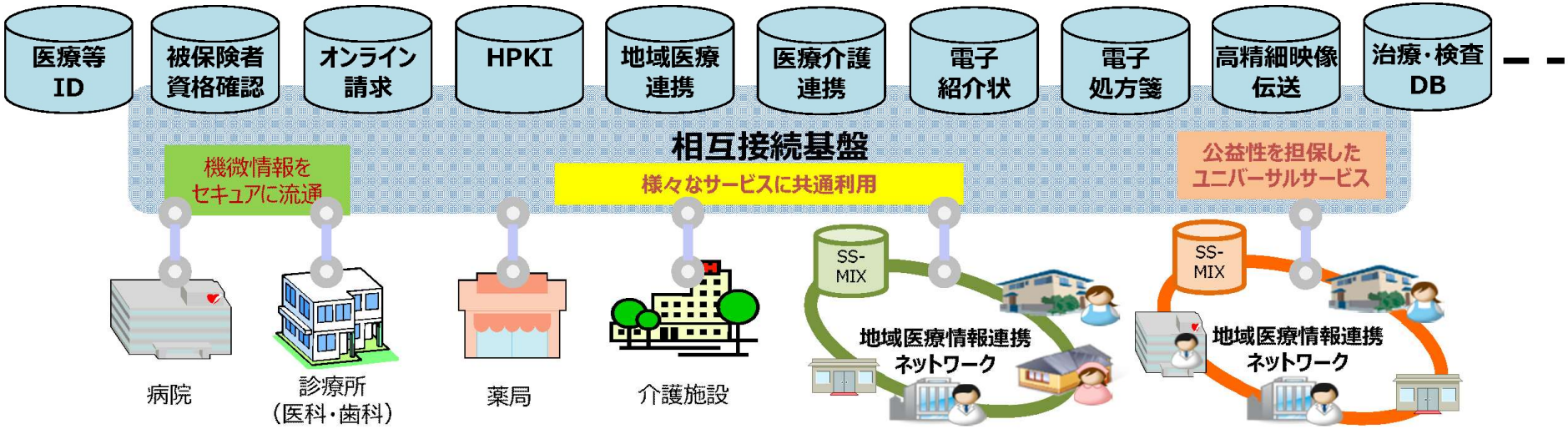

※なお、ネットワーク構築にあたっては既存のネットワークを活用することも視野に入れる。

図　相互接続基盤イメージ

3．本事業の概要

NTT東日本

- これら課題を踏まえ、テーマ別に３つの検討ＷＧ**「①基盤」、「②普及促進」、「③ポリシー」**、および、５つのフィールド実証ＷＧ**「A:岡山・島根・香川」、「Ｂ:前橋・酒田」、「Ｃ:沖縄」、「D:MEDIS・ORCA」、「E:東大・京大」**にて、検証を行います。

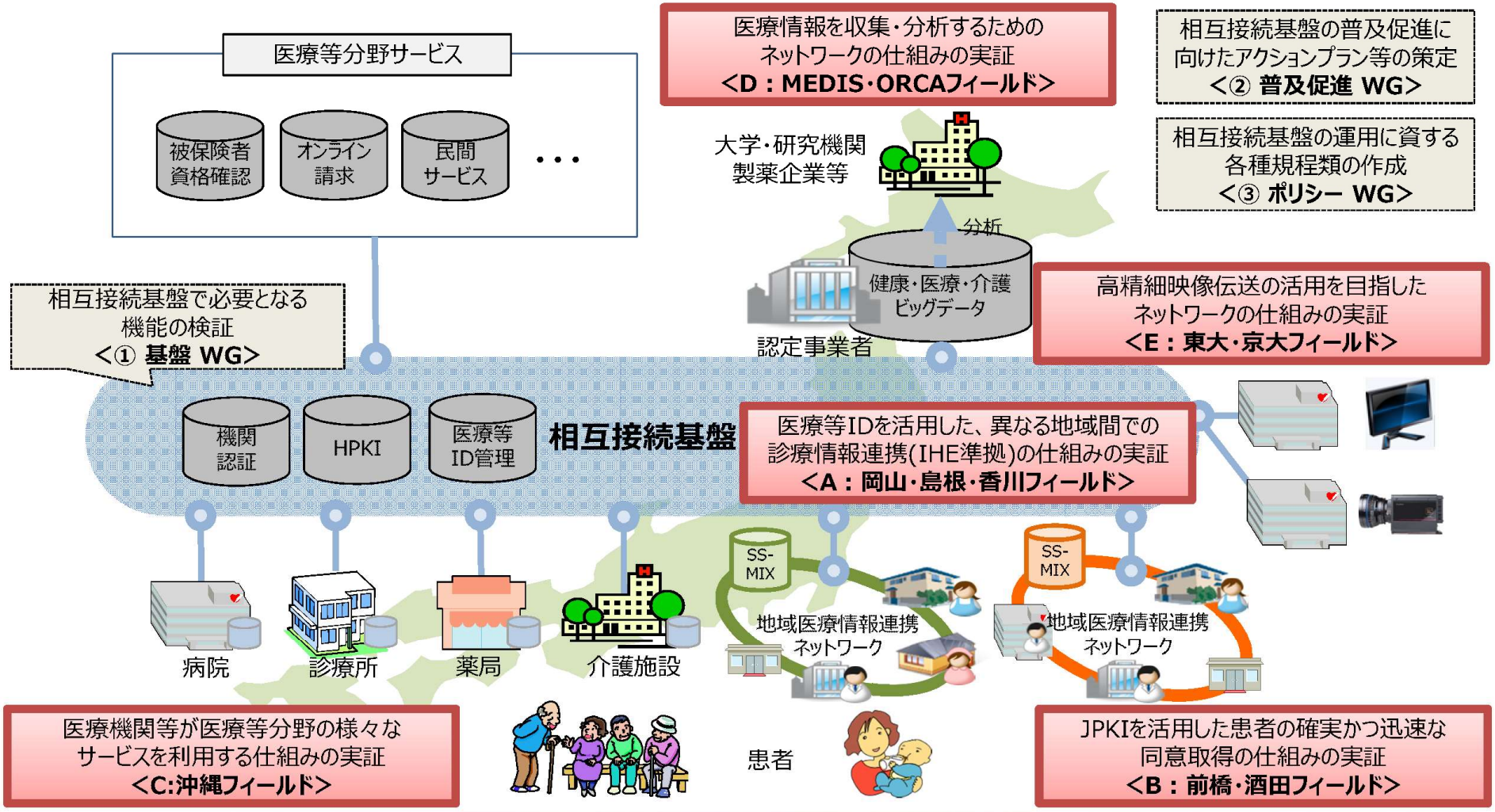

医療機関等におけるネットワークの現状

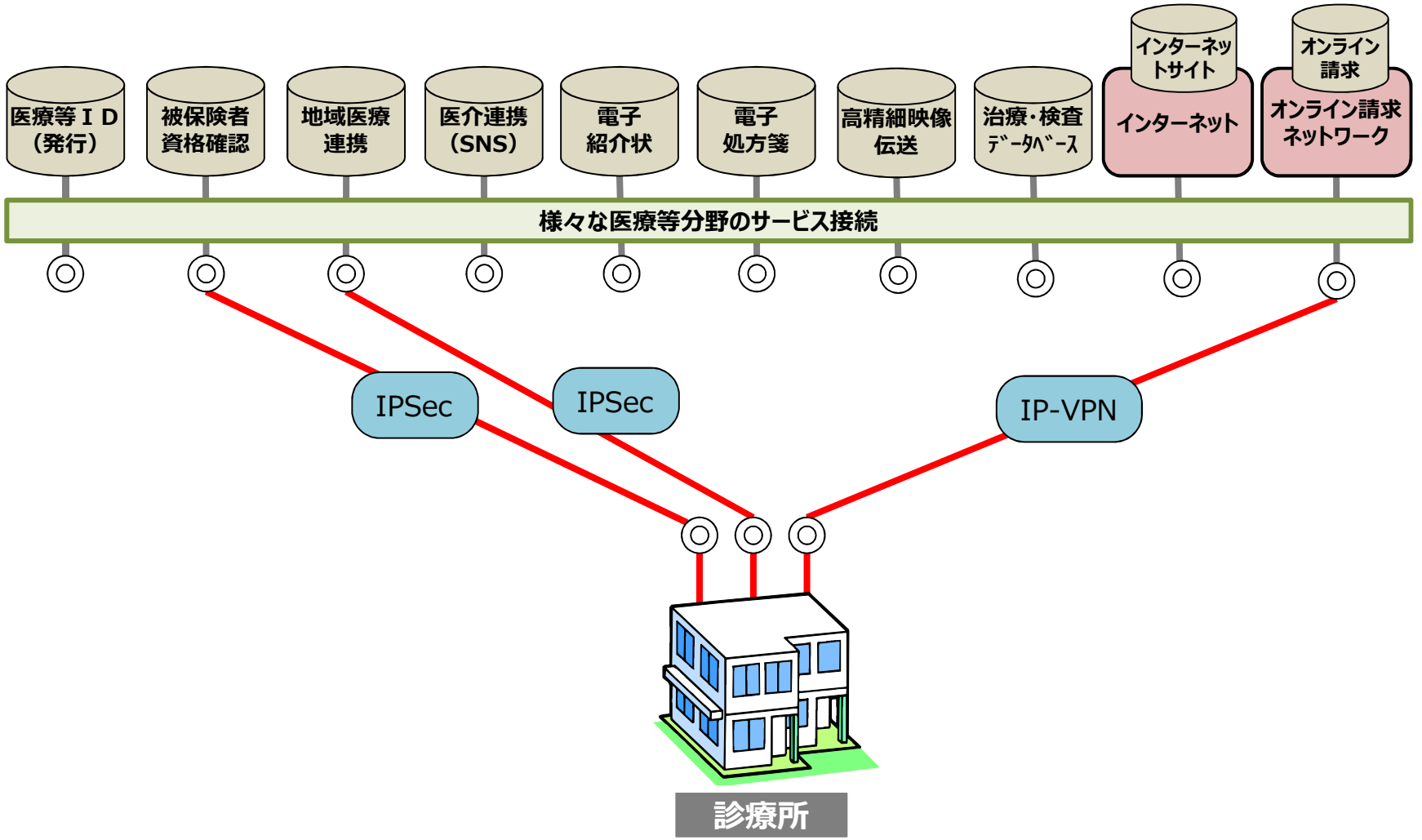

- それぞれの目的別に複数の回線（VPN）を利用
- 複数の回線契約（それぞれに料金の支払）

医療等専用ネットワークが目指す姿

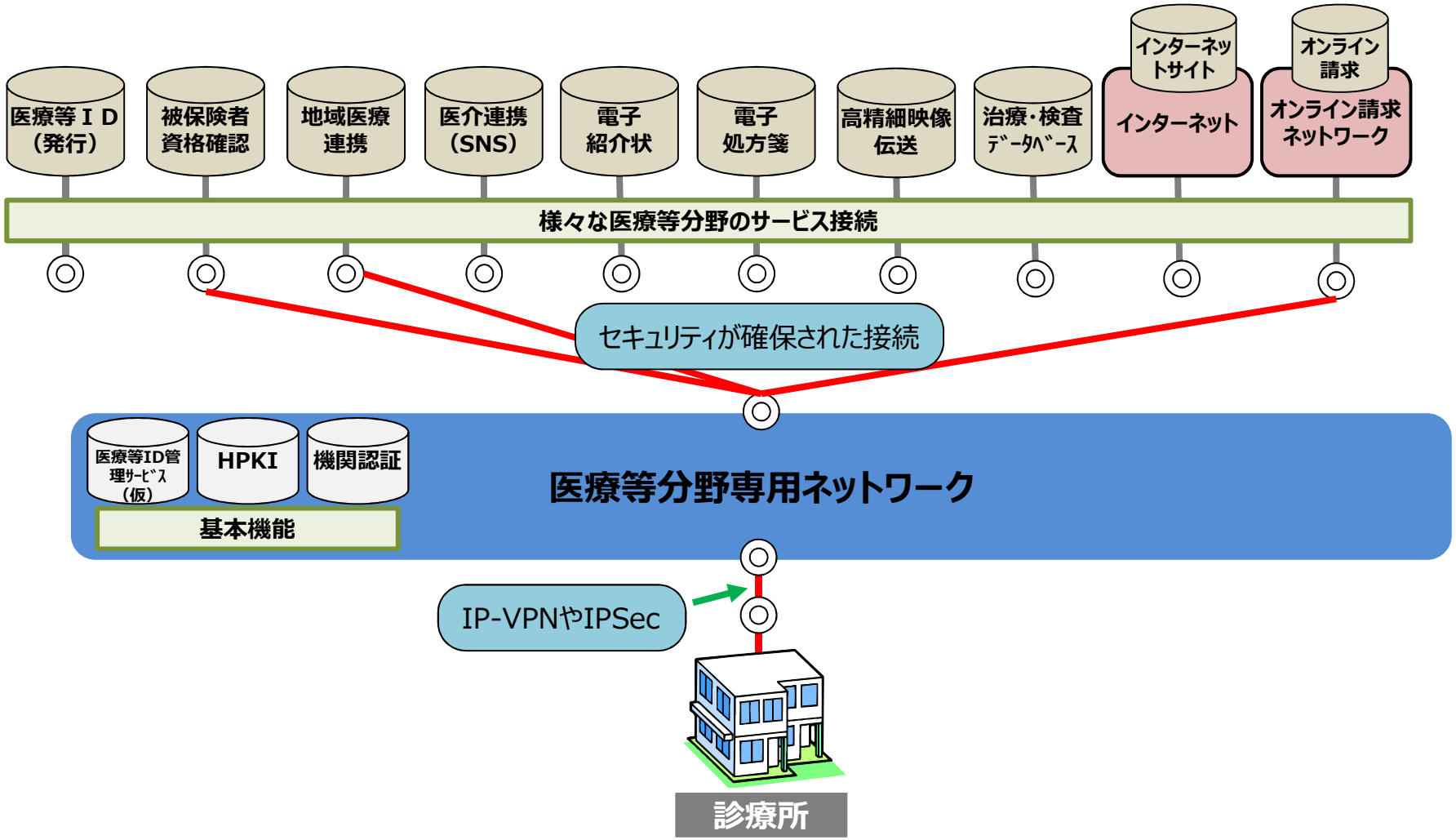

- ひとつの回線（VPN等）を利用して、安全に様々なサービスを利用
- 回線は、どれかひとつと契約するだけ

医師資格証に関する厚生労働省通知について

写

医政医発１２１８第１号
平成２９年１２月１８日

各都道府県医務主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局医事課長

公益社団法人日本医師会が発行する医師資格証の提示による
医師の資格確認について

医師の資格確認については、無資格者による医業を防止する観点から、「医師及び歯科医師の資格確認の徹底について（通知）」（平成24年９月24日付け医政医発0924第１号、医政歯発0924第２号厚生労働省医政局医事課長、歯科保健課長通知）において、医師の採用時における免許証及び卒業証書の原本の確認等の徹底をお願いしてきたところです。

今般、公益社団法人日本医師会からの依頼に基づき、当団体が発行する医師資格証について、厚生労働省医政局医事課において医籍との照合を実施し、登録事項（氏名、生年月日、医籍登録年月日、医籍登録番号）を確認するとともに、今後新規に発行される医師資格証についても、同様の照合を実施することとしております。

また、医師資格証の発行に際しては医師免許証の原本確認も行っている点も踏まえ、今後は採用時における医師の資格確認に当たって、医師資格証による資格確認も可能としますので、当該取扱について関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、医師法第30条の２の規定に基づき、厚生労働省ホームページ上に医師等の資格確認を行うための「医師等資格確認検索システム」（http://licenseif.mhlw.go.jp）を設けていることから当該システムを活用するとともに、必要に応じて医師免許証の原本提示も求め、引き続き適正な資格確認を行うよう、併せて周知をお願いいたします。

厚労省通知の内容について

1. これまで、医師の採用時の資格確認には『医師免許証原本』を確認することとされてきました。（医師及び歯科医師の資格確認の徹底について（医政医発0924第1号、平成24年9月24日））

2. 一方、医師資格証はカード型で携帯性に優れ、顔写真付きで本人である確認も容易に行えるという機能性を持った身分証ですが、採用時に提示することで、前出の通知に則った医師免許証の代用とすることはできませんでした。

3. 今回、別紙通知が発出されたことで、採用時に医師資格証を提示することで『医師免許証と同様に医師資格を確認してもよい』ことになりました。

※ 今回は医師の採用時という内容になっていますが、今後、医師資格証による資格確認を、より広くさまざまな場面でできるように、各方面へ働きかけを進めて行く予定です。

（参考）医師資格証の偽造検知の仕組みについて

ICチップに格納されている情報を利用して、電子的に有効性が確認できる以下の２つの仕組みを提供しています。

① Windows版　医師資格証プロフィール表示サービス
https://portal.jmaca.med.or.jp/HPKIShowProfil/Login.htm

② Android版　医師資格証表示アプリケーション
日本医師会電子認証センター公式アプリとして、Googleプレイから誰でもダウンロードできるように提供。

【今後提供予定】医師資格証有効性表示システム
現在提供している上記の仕組みは、WindowsとAndroidのOSだけの対応で、かつICカードリーダーやNFC対応のスマートフォンが必要なため、より汎用的に券面情報を入力することで医師資格証の有効性を確認できるシステム（Webサービス）を提供する予定です。

ご清聴ありがとうございました

日本医師会 電子認証センター
Japan Medical Association Certificate Authority